

申請書類の押印廃止について(確認検査業務等)

建築基準法施行規則等の改正に伴い、令和3年1月1日より、
下記業務の申請書類及び図書への押印が不要になりました。

(一部の申請書類を除く)

様式の改定版につきましては、BCJ ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。(https://www.bcj.or.jp)

なお、申請書類及び図書を手書き訂正する場合は、訂正印による訂正をお願いいたします。

- 確認検査業務(建築物、工作物、昇降機の確認及び検査)
- 住宅性能評価業務
- 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務

確認申請書の図書は「設計者の押印不要、記名のみ」となります。確認申請書二面の設計者氏名と図書の設計者氏名が整合することにご留意ください。

特定行政庁が定める様式で押印が必要なものなどは設計者印、割印などが必要です。

※「構造計算により安全性を確かめた旨の証明書」は押印が不要になりました(2021/09/01)。

「委任状」には建築主様の「申請意思の確認書類」としての側面があります。新規案件をお申込みの際は、次の①～④からいずれかひとつの方法を選びご提出ください。

- ① 建築主様の自署による委任状(原本又はその写し)
(押印不要)
- ② 建築主様の連絡先(ご担当者の氏名、電話番号、メールアドレス)の記入のある委任状(押印不要)
- ③ 建築主様の押印のある委任状(原本又はその写し)
- ④ 委任状(押印不要)及び建築主様の申請意思を確認できる書類(例:設計業務委託契約書(写し)の提出、検査済証の提示 など)

問合せ先: 一般財団法人日本建築センター

TEL 03-5283-0469 (本部 確認検査部)、06-6264-7731 (大阪事務所)